

役員・評議員の費用弁償及び報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は地覇田福社会役員・評議員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 当福社会の役員・評議員が、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の支給方法は、ドレミ保育園旅費規程に準じ園長級相当とする。

(報酬)

第3条 役員・評議員が理事長の招集に応じ、理事会・評議員会に出席したときは、1日につき5,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、1日につき7,000円を支給する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。